

証券コード 4251
2025年10月10日
(電子提供措置の開始日 2025年10月6日)

株 主 各 位

東京都中央区日本橋茅場町2丁目10番5号

惠 和 株 式 会 社
代表取締役社長 長 村 恵 式

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「臨時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.keiwa.co.jp>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、3頁のご案内に従って、2025年10月27日（月曜日）午後6時までに到着するようご送付またはご入力くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年10月28日 (火曜日) 午前10時 (受付開始 午前9時30分)
2. 場 所 東京証券会館 8階

東京都中央区日本橋茅場町1丁目5-8
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

決議事項

第1号議案

定款一部変更の件

第2号議案

取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 11名選任の件

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第5号議案

取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬額決定の件

第6号議案

監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第7号議案

取締役 (監査等委員である取締役および社外取締役を除く。) に対する
譲渡制限付株式の付与のための報酬額決定の件

以 上

◎本総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はありません。何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主様におかれましては、「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権行使くださいますようお願い申しあげます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

○株主総会への出席

株主総会開催日時 2025年10月28日（火曜日）午前10時
場 所 東京証券会館 8階
東京都中央区日本橋茅場町1丁目5-8

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

○書面（郵送）による議決権行使

議決権行使期限 2025年10月27日（月曜日）午後6時まで

同封の議決権行使書用紙に議案に関する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

○インターネット等による議決権行使

議決権行使期限 2025年10月27日（月曜日）午後6時まで

同封の議決権行使書用紙に表示された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンまたはタブレット端末で読み取っていただくか、パソコンから当社指定の議決権行使サイト（<https://www.web54.net>）にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」を入力してログインのうえ、行使期限までにご行使ください。

郵送とインターネット等により重複して議決権行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

インターネット等により複数回にわたり議決権行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

○ 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、以下を通じて、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行したいと考えております。
- ①取締役会から取締役への柔軟な業務執行権限の委譲を可能とすることにより、業務執行に関する意思決定の機動性・迅速性が向上するとともに、取締役会における経営方針や戦略策定等の重点審議、業務執行に対する監督機能が強化されること。
- ②監査等委員である取締役が取締役会における議決権を有することにより、監査・監督機能の実効性が更に強化されること。
- そのため、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とすることにより、取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うため、現行定款第29条第2項を変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示しております。)

変更前定款	変更後定款
第1章 総 則 第1条 (条文省略)	第1章 総 則 第1条 (現行どおり)
第2条 (目的) 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1 (条文省略) 2 防水紙、防錆紙並びに各種包装材料の製造 <u>及び</u> 販売 3 精密・電子・光学製品の部品の製造 <u>及び</u> 販売 4 エネルギー供給設備、蓄電製品の販売 <u>及び</u> 当該部材の製造 <u>及び</u> 販売 5 各種印刷・コーティング加工と加工品の製造 <u>及び</u> 販売 6 加工設備・機械の製造 <u>及び</u> 販売 7 技術の販売 <u>及び</u> 指導 8 (条文省略) 9 (条文省略) 10 (条文省略) 11 自動車部品の製造、販売、 <u>及び</u> 自動車の販売 12 (条文省略)	第2条 (目的) 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. (現行どおり) 2. 防水紙、防錆紙並びに各種包装材料の製造 <u>および</u> 販売 3. 精密・電子・光学製品の部品の製造 <u>および</u> 販売 4. エネルギー供給設備、蓄電製品の販売 <u>並びに</u> 当該部材の製造 <u>および</u> 販売 5. 各種印刷・コーティング加工と加工品の製造 <u>および</u> 販売 6. 加工設備・機械の製造 <u>および</u> 販売 7. 技術の販売 <u>および</u> 指導 8. (現行どおり) 9. (現行どおり) 10. (現行どおり) 11. 自動車部品の製造、販売、 <u>および</u> 自動車の販売 12. (現行どおり)
第3条～第4条 (条文省略)	第3条～第4条 (現行どおり)
第5条 (機関) 当会社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。 1 取締役会 2 監査役 3 監査役会 4 会計監査人	第5条 (機関) 当会社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。 1. 取締役会 (削除) 2. 監査等委員会 3. 会計監査人

変更前定款	変更後定款
第2章 株式 第6条～第8条 (条文省略)	第2章 株式 第6条～第8条 (現行どおり)
第9条 (単元未満株式についての権利) 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利	第9条 (単元未満株式についての権利) 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
第10条 (株主名簿管理人) (条文省略) 2 (条文省略) 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。	第10条 (株主名簿管理人) (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。
第11条 (株式取扱規則) 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	第11条 (株式取扱規則) 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

変更前定款	変更後定款
<p>第3章 株主総会 第12条～第17条 (条文省略)</p> <p>第18条 (議事録) 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 第19条 (取締役の員数) 当会社の取締役は<u>16</u>名以内とする。 (新 設)</p> <p>第20条 (取締役の選任) 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2～3 (条文省略)</p> <p>第21条 (取締役の任期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新 設)</p>	<p>第3章 株主総会 第12条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第18条 (議事録) 株主総会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 第19条 (取締役の員数) 当会社の取締役は<u>15</u>名以内とする。 2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p> <p>第20条 (取締役の選任) 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。 2～3 (現行どおり)</p> <p>第21条 (取締役の任期) 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>

変更前定款	変更後定款
<p>第22条 (代表取締役および役付取締役) 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>第22条 (代表取締役および役付取締役) 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
第23条 (条文省略)	第23条 (現行どおり)
<p>第24条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを省略することができる。</p>	<p>第24条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを省略することができる。</p>
第25条 (取締役会の決議の方法) 取締役の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。	第25条 (取締役会の決議の方法) 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
第26条 (取締役会の決議の省略) 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。	第26条 (取締役会の決議の省略) 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

変更前定款	変更後定款
<p>第27条 (取締役会の議事録) 取締役会の議事録は、法令の定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役がこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名する。</p>	<p>第27条 (取締役会の議事録) 取締役会の議事録は、法令の定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役がこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名する。</p>
<p>第28条 (条文省略) (新 設)</p>	<p>第28条 (現行どおり)</p>
<p>第29条 (取締役の責任免除) (条文省略)</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>	<p>第29条 (重要な業務執行の決定の委任) <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第30条 (取締役の責任免除) (現行どおり)</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>
<p>第30条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与および<u>退職慰労金</u>その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第31条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与およびその他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>

変更前定款	変更後定款
<p><u>第5章 監査役および監査役会</u></p> <p><u>第31条 (監査役の員数)</u></p> <p><u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p>	<p>(削 除) (削 除)</p>
<p><u>第32条 (監査役の選任)</u></p> <p><u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>第33条 (監査役の任期)</u></p> <p><u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第34条 (常勤監査役)</u></p> <p><u>監査役会はその決議により、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第35条 (監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを省略することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>

変更前定款	変更後定款
<p><u>第36条（監査役会の決議の方法）</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p>	(削除)
<p><u>第37条（監査役会の議事録）</u> <u>監査役会の議事録は、法令の定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役がこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名する。</u></p>	(削除)
<p><u>第38条（監査役会規程）</u> <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>第39条（監査役の責任免除）</u> <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p>	
<p><u>第40条（監査役の報酬等）</u> <u>監査役の報酬、賞与および退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)

変更前定款	変更後定款
(新 設) (新 設)	<p><u>第5章 監査等委員会</u> <u>第32条 (常勤監査等委員)</u> <u>監査等委員会はその決議により、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
(新 設)	<p><u>第33条 (監査等委員会の招集通知)</u> <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを省略することができる。</u></p>
(新 設)	<p><u>第34条 (監査等委員会の決議の方法)</u> <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
(新 設)	<p><u>第35条 (監査等委員会の議事録)</u> <u>監査等委員会の議事録は、法令の定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員がこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名する。</u></p>
(新 設)	<p><u>第36条 (監査等委員会規程)</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>

変更前定款	変更後定款
<p>第6章 会計監査人 <u>第41条～第42条</u> (条文省略)</p> <p>第43条 (会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>第6章 会計監査人 <u>第37条～第38条</u> (現行どおり)</p> <p>第39条 (会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p>第44条 (条文省略)</p> <p>第7章 計 算 <u>第45条～第47条</u> (条文省略)</p> <p>第48条 (配当の除斥期間) 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 2 (条文省略)</p> <p>(新 設) (新 設)</p>	<p>第40条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計 算 <u>第41条～第43条</u> (現行どおり)</p> <p>第44条 (配当の除斥期間) 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 2 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 (監査役の責任免除に関する経過措置) 当会社は、2025年10月28日開催の臨時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（11名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）11名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 再任	長村 恵一 (1947年11月18日)	1970年4月 恵和商工株式会社（現 恵和株式会社）入社 1974年3月 当社取締役 1977年3月 当社常務取締役 1982年3月 当社専務取締役 1986年3月 当社代表取締役副社長 1991年3月 当社代表取締役社長 2023年3月 当社代表取締役会長兼CEO 2024年12月 当社代表取締役社長（現任）	7,021,164株
【取締役候補者とした理由】			
同氏は、長年にわたり当社およびグループ会社の経営に携わるとともに、当社グループの事業拡大や、今後の成長に必要な基盤整備を進めるなど、豊富な経験と実績を有しています。1991年3月より代表取締役社長として当社の経営を担っており、経営全般の総括が期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。			
2 再任	藤井 一将 (1958年10月13日)	2023年10月 当社入社 2024年2月 当社執行役員 技術生産本部本部長兼滋賀アドバンストテクノセンターセンター長 2024年7月 当社執行役員 技術生産本部本部長兼淡路ベースベース長 2024年9月 当社常務執行役員 技術生産本部本部長兼淡路ベースベース長 2025年1月 当社常務執行役員 生産本部本部長 2025年3月 当社専務取締役 生産本部本部長（現任）	2,435株
【取締役候補者とした理由】			
同氏は、大手化学メーカーにおいて製造部門および経営管理部門の要職を歴任した豊富な経験と幅広い見識を有しており、製造子会社での経営実績も併せ持つことから、当社グループの持続的成長への貢献が期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 再任	野口 順次郎 (1972年9月13日)	<p>1995年1月 当社入社</p> <p>2010年4月 当社執行役員</p> <p>2013年6月 当社取締役</p> <p>2014年10月 当社取締役 生産本部本部長</p> <p>2016年1月 当社取締役 生産本部副本部長</p> <p>2017年6月 当社取締役 戦略購買本部本部長</p> <p>2018年3月 当社常務取締役 戦略購買本部本部長</p> <p>2020年3月 当社常務上席執行役員 生産本部本部長</p> <p>2021年3月 当社常務上席執行役員 品質保証室室長</p> <p>2025年1月 当社常務上席執行役員 品質保証管掌</p> <p>2025年3月 当社常務取締役 品質保証管掌</p> <p>2025年9月 当社専務取締役 品質保証管掌（現任）</p>	135,662株
4 再任	川島 直子 (1972年11月11日)	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、長年にわたり生産関連業務に携わるとともに、主に生産部門の要職を歴任した豊富な経験と高度な見識を併せ持っており、当社グループの持続的成長への貢献が期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。</p> <p>1996年4月 当社入社</p> <p>2013年4月 当社社長室部長</p> <p>2014年6月 当社人事総務ユニット部長</p> <p>2014年10月 当社管理本部副本部長</p> <p>2016年1月 当社取締役 管理本部副本部長</p> <p>2020年6月 当社取締役 管理本部副本部長兼人事総務部部長</p> <p>2021年3月 当社常務取締役 管理・購買管掌兼管理本部本部長</p> <p>2024年1月 当社常務取締役 管理管掌兼管理本部本部長</p> <p>2025年2月 当社常務取締役 社長室室長（現任）</p>	76,122株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5 再任	吉岡 佑樹 (1981年9月12日)	2012年7月 当社入社 2017年4月 当社経理部部長 2020年3月 当社取締役 経理部部長 2021年3月 当社取締役執行役員 管理本部本部長代理兼財務部部長 2025年2月 当社取締役執行役員 管理本部本部長兼財務部部長 (現任)	15,610株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、入社以来、経理・財務部門に携わり、会計全般の専門的知見と豊富な経験を有しております。当社グループの持続的成長への貢献が期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。			
6 再任	上地 聰 (1971年7月19日)	1994年4月 当社入社 2009年4月 当社光学営業部OPALUS営業ユニット部長 2010年12月 当社参事 2012年6月 当社執行役員 2018年3月 当社取締役 オパルス部部長 2021年3月 当社上席執行役員 光学シート本部本部長 2023年5月 当社上席執行役員 海外マーケティング本部本部長 2024年1月 当社上席執行役員 生活・環境イノベーション本部本部長 2025年1月 当社上席執行役員 マーケティング本部本部長 2025年3月 当社取締役執行役員 マーケティング本部本部長 (現任)	115,389株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、長年にわたり光学製品事業部門に携わり、営業部門および経営全般についての豊富な経験と高度な見識を併せ持っております。当社グループの持続的成長への貢献が期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7 再任 社外 独立	梅村俊和 (1947年8月8日)	<p>2008年6月 菱江化学株式会社代表取締役社長 2013年6月 同社代表取締役相談役 2014年4月 京都工芸繊維大学特任教授 2014年9月 株式会社プレジール代表取締役社長（現任） 2015年6月 当社社外取締役 2025年3月 当社社外取締役（現任）</p> <p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 同氏は、三菱ガス化学株式会社の取締役常務執行役員等の要職や、同社の子会社である菱江化学株式会社において代表取締役社長を務められた経歴から、豊富な経験と幅広い見識を有しております、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものとして、引き続き社外取締役候補者として選任いたしました。同氏には、合成樹脂事業における専門的見地から、経営における助言・提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしていただくことを期待しております。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7ヶ月であります。</p> <p>【独立役員に関する事項】 当社は現在、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に再任された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。</p>	0株
8 再任 社外 独立	米田紀子 (1975年6月30日) (戸籍上の氏名：大島紀子)	<p>2014年10月 兵庫県弁護士会登録 TMI総合法律事務所神戸オフィス勤務 2018年4月 武庫川女子大学非常勤講師（現任） 2020年7月 神戸グレース法律事務所開設 代表（現任） 2023年3月 当社社外取締役（現任） 2023年6月 株式会社ソシオネクスト社外取締役（現任）</p> <p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、弁護士としての専門的見地から、豊富な経験を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものとして、引き続き社外取締役候補者といたします。同氏には、弁護士としての豊富な経験、見識に基づき、法務における専門的見地から、経営における助言・提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしていただくことを期待しております。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年7ヶ月であります。</p> <p>【独立役員に関する事項】 当社は現在、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に再任された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。</p>	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
9	太田俊介 (1969年12月11日)	<p>2010年9月 IMV(THAILAND) CO.,LTD. General Manager</p> <p>2016年6月 IMV America, Inc. Vice President</p> <p>2023年10月 IMV株式会社 欧米営業部部長</p> <p>2024年3月 当社社外取締役（現任）</p> <p>2024年10月 IMV株式会社 海外事業本部長代行兼同本部ロジスティック部長兼欧米営業部長（現任）</p>	0株
再任 社外 独立	<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p>同氏は、IMV株式会社の欧米営業部部長および同社の海外子会社の要職を務められた経歴から、豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものとして、引き続き社外取締役候補者といたしました。同氏には、海外事業における専門的見地から、経営における助言・提言を行なうなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしていただくことを期待しております。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年7ヶ月であります。</p> <p>【独立役員に関する事項】</p> <p>当社は現在、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に再任された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。なお、同氏は2026年1月1日に当社の業務執行取締役となり、同日をもって社外取締役および独立役員ではなくなる予定であります。</p>		
10 再任 社外 独立	みなみのうたこ (1975年3月28日)	<p>1997年5月 Tyler School of Art and ArchitectureにおいてBFA in Photographyを取得</p> <p>2009年3月 j.union株式会社入社（現職）</p> <p>2017年4月 個人事業主（現職）</p> <p>2024年3月 当社社外取締役（現任）</p>	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p>同氏は、アーティストとして長年にわたり先鋭的かつ独創性にあふれる作品を生み出し、グラフィックから映像まで幅広く手掛けるWEBデザイナーとしてもグローバルに活躍して来られました。その豊富な経験と実績に鑑み、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものとして、引き続き社外取締役候補者といたしました。同氏には、美術的分野における専門的見地から、経営ビジョンにおける助言と多角的な視点を活かした経営に対する提言を行なうことを期待しております。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年7ヶ月であります。</p> <p>【独立役員に関する事項】</p> <p>当社は現在、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に再任された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
11 新任 社外 独立	関 伸彦 (1974年5月5日)	<p>2017年7月 スリーエム ジャパン株式会社 コンシューマー製品事業部長</p> <p>2018年3月 株式会社ミスミ 駆動・空圧事業部事業部長</p> <p>2019年9月 工機ホールディングス株式会社(旧 日立工機株式会社) 執行役員</p> <p>2021年6月 同社上席執行役員 チーフサプライチェーンマネジメントオフィサー</p> <p>2023年11月 ベインキャピタル・ジャパン 投資先企業価値向上支援グループ シニアエグゼクティブ</p> <p>2025年9月 株式会社ジャムコ 専務執行役員 チーフランスフォーメーションオフィサー (現任)</p>	0株

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

同氏は、製造業における豊富な経験と投資会社における投資先の経営改善の実績、株主目線での企業価値向上に関する知見を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものとして、社外取締役候補者といたしました。

【独立役員に関する事項】

当社が定める「社外役員の独立性基準」を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しているため、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任された場合、同氏を独立役員とする予定であります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者のうち、梅村俊和、米田紀子、太田俊介、南野歌子および関伸彦の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、社外取締役候補者梅村俊和氏、米田紀子氏、太田俊介氏および南野歌子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。また、取締役候補者関伸彦氏の選任が承認された場合、当社は同様の当該責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1 新任	青山英一 (1956年6月22日)	2019年6月 当社入社 2019年10月 当社マーケティング本部副本部長 2020年3月 当社常務取締役 マーケティング本部本部長 2021年3月 当社常務取締役 マーケティング管掌 2024年1月 当社常務取締役 生産管掌 2025年3月 当社監査役 (現任)	4,549株

【監査等委員である取締役候補者とした理由】

同氏は、製紙メーカーで多岐にわたる部門の要職を歴任した豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社においても的確な意思決定の実施とリーダーシップを発揮してきた実績から、実効性の高い監査ができると判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2 新任 社外 独立	大保政二 (1965年7月5日)	<p>1991年9月 中央新光監査法人入所 1999年3月 公認会計士登録 1999年4月 株式会社三和総合研究所(現 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)入社 2002年4月 東京北斗監査法人(現 仰星監査法人)入所 2006年1月 大保公認会計士事務所開設 所長 2011年6月 当社社外監査役 2016年10月 仰星監査法人 社員 2020年6月 株式会社名村造船所 社外監査役 (現任) 2022年6月 株式会社ユーハイム 社外取締役 (現任) 2023年7月 仰星コンサルティング株式会社 取締役 2024年6月 株式会社キーエンス 社外監査役 (現任) 2025年3月 当社社外監査役 (現任)</p> <p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 同氏は、公認会計士としての専門的知見と監査法人における豊富な経験を有していることから、経営に対する監督を行う取締役として職務を適切に遂行していただけるものとして、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p> <p>【独立役員に関する事項】 当社が定める「社外役員の独立性基準」を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しているため、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任された場合、同氏を独立役員とする予定であります。</p>	0株
3 新任 社外 独立	山本美愛 (1981年7月5日)	<p>2016年12月 大阪弁護士会 弁護士登録 2017年1月 弁護士法人法円坂法律事務所 入所 (現職) 2021年3月 当社社外監査役 2025年3月 当社社外取締役 (現任)</p> <p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、弁護士としての豊富な経験、見識に基づき、法務における専門的見地から、経営における助言・提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7ヶ月であります。</p> <p>【独立役員に関する事項】 当社は現在、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に再任された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。</p>	0株

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大保政二氏および山本美愛氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、社外取締役候補者大保政二氏および山本美愛氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基

づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

ご参考：取締役候補者が有する専門性と経験

氏名	企業 経営	営業・ マーケ ティング	研究開 発・技 術・IT	製造・ 品質管 理	プラン デイン グ・デ ザイン	会計・ ファイ ナンス	人事労 務・人 材開発	リスク 管理・ コンプ ライア ンス・ ガバナ ンス	グロー バル 経験
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	長村 恵式	○	○	○				○	○
	藤井 一将	○			○			○	○
	野口 順次郎	○		○	○				
	川島 直子	○					○	○	
	吉岡 佑樹	○				○		○	
	上地 聰		○	○					○
	梅村 俊和	○		○	○			○	○
	米田 紀子	○						○	
	太田 俊介	○	○	○		○			○
	南野 歌子			○		○			○
	関 伸彦	○	○			○		○	○

	氏名	企業 経営	営業・ マーケ ティング	研究開 発・技 術・IT	製造・ 品質管 理	プラン デイン グ・デ ザイン	会計・ ファイ ナンス	人事労 務・人 材開発	リスク 管理・ コンプ ライア ンス・ ガバナ ンス	グロー ーバル 経験
監 査 等 委 員 で あ る 取 締 役	青山 英一	○	○							○
	大保 政二	○					○		○	
	山本 美愛							○	○	○

(注) 上記一覧表は、各候補者が有するすべての専門性と経験を表すものではありません。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
りゅう 劉 玲 (1973年8月6日)	2023年4月 TIS株式会社 ビジネスパートナー推進部副 部長 (現任) 2025年3月 当社補欠監査役 (現任)	0株

【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】
同氏は、TIS株式会社の要職を務められた経歴から、企業経営に関する知見を有しており、取締役会および監査等委員会において適切な発言を期待し、補欠の監査等委員である取締役候補者といたします。

【独立役員に関する事項】
当社が定める「社外役員の独立性基準」を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しているため、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任された場合、同氏を独立役員とする予定であります。

(注) 1. 補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 劉玲氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 劉玲氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2011年6月26日開催の定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分は30百万円以内とし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、上記の報酬額の定めを廃止したうえで、急速に変化する事業環境に対応して、取締役の責務の増大とさらなるコーポレートガバナンス強化のため、国内外を問わず次期社長候補を含む優秀な人材を確保するに相応しい報酬水準とすることの必要性と昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額700百万円以内（うち社外取締役分は50百万円以内）に増額すること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、指名報酬等諮問委員会の答申等を踏まえ、取締役会の決議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容の概要は後述【ご参考】に記載のとおりですが、本総会終結後の取締役会において、対象者を「取締役」としている部分は「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」とする旨の変更を行うことを予定しており、実質的な変更はありません。本議案に係る報酬等の額は、当該変更後の方針に基づいて固定報酬および業績連動報酬を支給するものであり、また指名報酬等諮問委員会の答申を踏まえて決定していることから、相当であると判断しております。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は11名ですが、第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は11名（うち社外取締役5名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

【ご参考】 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

1. 当社は、指名・報酬等諮問委員会の答申に基づき、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を次のとおり決議しております。また、取締役の個人別の報酬等については、取締役会から委任された指名・報酬等諮問委員会にて決定方針との整合性を含めた多角的な審議検討を行ったうえで決定しております。

(1) 基本報酬（金銭報酬）に関する方針

当社の取締役の報酬は、月例報酬および、毎年6月・12月に支給される賞与により構成される。月例報酬は、会社業績、役位、職責、前年度の当該役員の職務の執行状況に対する評価、他社水準、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

(2) 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等については賞与として支給するものとし、月例報酬と同様の決定方針により基本となる額を定めたうえで、当該年度のうち、賞与の支払時期に対応する半期における当該役員の職務の執行状況に対する評価や、当社の当該半期の連結営業利益等を勘案して決定するものとする。

(3)非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等は譲渡制限付株式報酬とし、各事業年度の一定の時期に、上記の各取締役の賞与の算定において基本となる額に応じて定めた額の金銭を支給し、譲渡制限付の普通株式と引換えにする払込みに充てるものとする。

譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位のいずれの地位も喪失する日までの期間を譲渡制限期間とし、取締役が、当社の取締役会で別途定める期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

(4)報酬等の割合に関する方針

報酬等の額に対する基本報酬（金銭報酬）および業績連動報酬等の額の割合の目安は90%以上、非金銭報酬等の額の割合の目安は、10%以下とする。なお、業績連動報酬等については、当該半期の連結営業利益等を勘案し、当該半期の当該役員の職務の執行状況に対する評価も含めて金銭報酬の金額を上限として変動することとする。

(5)報酬等の決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき指名・報酬等諮問委員会がその具体的な内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の月例報酬の額および賞与の配分とする。

これらの権限を委任した理由は、過半数の委員を独立社外取締役で構成する当社取締役会の任意の諮問委員会であり、報酬等の決定に関する手続きの公正性・透明性・客觀性を確保するためである。同委員会は、社外取締役梅村俊和氏、社外取締役太田俊介氏および常務取締役川島直子氏の3名で構成される。

取締役会は、取締役の報酬等に関して、指名・報酬等諮問委員会により決定された報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会の定めた決定方針を尊重し、かつ整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断している。

2. 社外取締役の報酬は、その役割を考慮し、基本報酬および、毎年6月・12月に支給される賞与のみとしております。なお、退職慰労金および株式取得型報酬は支給しておりません。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額75百万円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、指名報酬等諮問委員会の答申を踏まえて決定していること、また監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額決定の件

当社は、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入し、2021年3月25日開催の第74期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除きます。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額を年額30百万円以内とすることにつきご承認いただいております。

今般、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、本臨時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、現行の譲渡制限付株式の付与のための報酬額に関する定めを廃止し、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件」とは別枠で、改めて当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対し、引き続き当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することいたしたいと存じます。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額70百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、指名報酬等諮問委員会の答申等を踏まえ、取締役会において決定することいたします。

本議案につきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴うものであり、第74期定時株主総会においてご承認いただいた内容をおおむね維持していること、また指名報酬等諮問委員会の答申を踏まえて決定していることから、その内容は相当であると考えております。

現在の取締役は11名（うち社外取締役5名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件」が原案どおり承認可決されると、本臨時株主総会終結の時における取締役（監査等委員である取締役を除く。）は11名（うち社外取締役5名）となり、対象取締役は6名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年10万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件とし

て、効力を生じるものとします。

本制度による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

(1)対象取締役は、譲渡制限株式の交付日から当社の取締役または執行役員その他当社取締役会で定める地位のいずれの地位も喪失する日までの期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」といいます。）。

(2)対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」といいます。）が満了する前に上記(1)の地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3)当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役または執行役員その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5)当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(6)上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(7)本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

（ご参考）

本議案が承認可決されることを条件として、当社は、当社の執行役員に対し、引き続き、上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を付与する予定です。

以上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都中央区日本橋茅場町1丁目5-8
東京証券会館 8階



■ 交通

東京メトロ ○ 東西線・○ 日比谷線 「茅場町駅」 8番 出口直結

東京メトロ ○ 銀座線・○ 東西線 「日本橋駅」 C2 出口より徒歩 6 分

都営地下鉄 ○ 浅草線 「日本橋駅」 D2 出口より徒歩 4 分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。